

令和8年度入会

練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ



©2011 練馬区ねり丸

案内

必ずお読みください

スマートフォンやパソコン等から

オンラインで申込み ができます。

時間や場所を問わず申込みが可能です。



令和8年度学童クラブ
入会申請について

申請書類ダウンロード



練馬区ホームページからご覧になれます。

練馬区トップページ

子育て・教育 子育て 学童クラブ

令和8年度学童クラブ入会申請について

本案内の「学童クラブ」とは、練馬区立学童クラブ
および練馬区立ねりっこ学童クラブのことをさします。

目次

1	学童クラブとは	2 ページ
2	受付期間	2 ページ
3	申請方法	3 ページ
4	学童クラブの概要	5 ページ
5	学童クラブに入会申請できる児童	6 ページ
6	入会申請手続きについて	6 ページ
7	入会審査について	6 ページ
8	入会承認となった場合	11 ページ
9	入会待機となった場合	12 ページ
10	二次および三次申請期間中に 申請される方へ	13 ページ
11	ねりっこプラスについて	14 ページ
12	月12日および高学年(4~6年生)の 入会申請について	15 ページ
13	心身に障害のある児童の入会申請について	17 ページ
14	日常的な医療行為が必要な児童の 入会申請について	19 ページ
15	練馬区立学童クラブ一覧	21 ページ
16	練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧	22 ページ

入会申請時に必要な書類について・24 ページ

【問い合わせ先】

練馬区子育て支援課学童入会係

03-5984-1519

1 学童クラブとは

学童クラブは、保護者の就労などにより主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、専門の職員の支援のもと、学年を越えて仲間となって楽しく遊び共に過ごしながら豊かに育つための事業です。

○ 練馬区立学童クラブ

令和8年度は、児童館内(14クラブ)、地区区民館内(4クラブ)、厚生文化会館内(1クラブ)、その他(8クラブ)の27か所で運営します。

○ 練馬区立ねりっこ学童クラブ

ねりっこ学童クラブとは、「ねりっこクラブ」における学童クラブ事業で、令和8年度は64小学校内で実施します。事業内容は、学童クラブと変わりなく、入会申請についても同様の手続きが必要です。

2 受付期間

申請は1年ごとです。令和8年4月1日から学童クラブの入会を希望する方は、以下の日程でお申し込みください。それぞれの受付期間内であれば、申請日が入会審査に影響することはありません。

一次申請受付 令和7年10月20日(月)～令和7年11月14日(金)

対象：低学年(1～3年生)

心身に障害のある児童・日常的な医療行為が必要な児童(1～6年生)

結果通知：令和8年1月末頃

二次申請受付 令和7年12月22日(月)～令和8年2月6日(金)

対象：一次申請受付と同じ

結果通知：令和8年2月下旬

1月末(一次申請の結果が決定次第)に、区ホームページで各学童クラブの空き状況をお知らせする予定

三次申請受付 令和8年2月24日(火)～令和8年3月3日(火)

対象：低学年(1～3年生)

心身に障害のある児童・日常的な医療行為が必要な児童(1～6年生)

月12日受入()

高学年(4～6年生)()

()一部の学童クラブのみ対象です。詳細は15ページをご確認ください。

結果通知：令和8年3月中旬

月12日・高学年受入れの対象学童クラブは、2月11日(水)に区ホームページでお知らせする予定です。

先着順申請受付 令和8年3月4日(水)～

対象：三次申請受付と同じ

結果通知：申請後、2週間程度

令和8年4月2日以降に入会する場合は、入会を希望する日の14日前から申請が可能です。

3 申請方法

(1) オンライン申請

スマートフォンやパソコン等から、時間・場所を問わず、申込みが可能です。

郵送での受付は行いません。オンライン申請をご利用ください。



曜日	土・日・祝休日を含む全日
時間	終日(24時間) 臨時でメンテナンスをおこなうため、申請できない時間が発生する場合があります。
受付方法	ページ右上の二次元コードもしくは、区ホームページよりアクセス可能です。

- 各受付期間締切日の 23 時 59 分までに申請受付したものが有効です。
- 申請には 30 分以上かかります(目安)。時間には余裕をもってお申し込みください。

申込み情報入力中に一定時間操作がない場合、タイムアウトとなり入力情報が失われる場合がありますので、ご注意ください。申請締切時間までに手続きが完了しなかった場合は、次回の受付期間以降の取り扱いとなります(回線の不具合やシステムのメンテナンス等も含まれます)。

- 記入内容や必要書類等に不備がないことを十分に確認してください。

申込みフォームに直接入力いただくほかに、添付書類(就労証明書等)のアップロードが必要になります。添付書類が開けない、パスワードがかかっている()、不明瞭で読み取れない、添付書類が不足している等の場合は、受付できません。

パスワードがかかっているファイルは、申込みフォーム上で削除されてしまいます。パスワードを外して添付、または写真・スキャナで撮って添付してください。

- 添付書類のマイナンバーは、付箋などでマスキング(塗りつぶし)してください。

以下の場合、子育て支援課または入会を希望する学童クラブの窓口でお申し込みください。

- 1 一人の保護者の保育を必要とする状況が「就労+看護」など、複数の入会要件で申請する場合
- 2 保育を必要とする保護者の状況が「災害」「その他」の場合
- 3 父親、母親が両方とも不存在の場合
- 4 日常的な医療行為が必要な児童の場合(詳細は 19~20 ページをご覧ください)

(2) 窓口申請

曜日	月曜～土曜日	月曜～金曜日
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	午前8時30分～午後5時15分 一次申請期間中は午後6時まで
場所	練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ 学童クラブ一覧で所在地をご確認ください(p.21～23)	練馬区子育て支援課 (豊玉北6-12-1区役所本庁舎10階)

日曜、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

土曜日は合同保育のため、学童クラブ職員が不在の場合があります(21ページをご覧ください)。お申込をされる前に、一度各学童クラブへお問い合わせいただくようお願いいたします。

【練馬区ホームページから必要書類がダウンロードできます】

子育て・教育>子育て>学童クラブ>令和8年度学童クラブ入会申請について

- 一次申請期間中は窓口が混み合うことがあります。
- 学童クラブ保育時間中は受付に時間がかかることがあります。
- 書類内容について、不明点をお伺いすることがあります。保護者の方が必要書類を直接提出してください。

入会申請時の注意事項

- 不備等があり締切日にすべての書類が整わない場合や、締切日以降に届いた場合は、次回の受付期間以降の取り扱いとなります。

一次申請受付に限り、書類に不備・不足がある場合、受付締切日とは別に不足書類提出の締切日を設けています。

不足書類提出の締切日 令和7年11月28日(金)

- 二次申請以降は、すべての書類が揃った時点で申請受付となります。
- 郵送、電子メール、FAXでの申請はできません。

放課後の居場所は、ひろばや児童館など学童クラブ以外にも選べます。

学年が上がったら、お子さん自身の希望も聞いて、

放課後の居場所を選んでください。

放課後はこどもの時間。こどもの声を大切に！



4 学童クラブの概要

(1) 学童クラブ開設時間

曜日	学校登校日	学校休業日(夏休み等)
月～金	放課後 ～ 午後6時	午前9時 ～ 午後6時
土	放課後 ～ 午後5時	午前9時 ～ 午後5時

日曜日・祝休日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)はお休みです。

区立学童クラブ10箇所、ねりっこ学童クラブでは、延長保育を実施しています。

	区分	通常の時間	朝の延長(繰上げ)時間	夕方の延長時間
保育時間	平日	放課後 ～ 午後6時	なし	午後6時 ～ 午後7時
	土曜日	午前9時 ～ 午後5時	午前8時 ～ 午前9時	午後5時 ～ 午後7時
	学校休業日	午前9時 ～ 午後6時	午前8時 ～ 午前9時	午後6時 ～ 午後7時

- ・延長保育の申込みは、月単位です。ご利用月の前月末日までに申込みが必要です。
- ・利用申込をした月は、実際の利用がなくても延長保育料がかかります。
- ・**夕方6時以降の保育を利用する場合は、保護者によるお迎えをお願いします。**
- ・申込手続きについては、入会承認通知書に同封する案内をご確認ください。

(2) 保育料

月額5,500円 (同一世帯二人目以降の児童は月額4,500円)

- 延長保育を利用する場合は、保育料が以下のとおり追加になります。
朝の延長：月額500円、夕方の延長：月額2,000円
- 遠足等行事における交通費、入場料等の実費は個別にかかります。
- 毎月1日に在籍している場合は、その月分の保育料がかかります(入院等の特別な事情で1か月以上欠席する場合でも、保育料がかかります)。
- 保育料の日割り計算は行いません(出席日数が少ない等の理由による減額はありせん)。

(3) 保育料の納付方法と免除申請について

- 保育料のお支払は原則として口座振替をご利用ください。
(保育料の納付期限は毎月末日。末日が金融機関休業日の場合は翌営業日)
保育料の滞納がある世帯は、入会指数が減点され、学童クラブに入会できない場合があります。
- 入会承認後、以下のいずれかにあてはまる場合、保育料の免除申請をし、承認されると保育料が免除されます。なお、免除期間は申請を受け付けた日の属する月から当該年度末までとなり、免除申請は年度ごとに必要です。
 - ・生活保護受給世帯に該当する方
 - ・住民税非課税世帯(所得割および均等割がともに非課税であること)に該当する方

5 学童クラブに入会申請できる児童

学童クラブに入会申請できる児童は、以下の要件をすべて満たす児童です。

対 象	区内在住の小学生児童、または練馬区立小学校に通学する区外在住の児童
入会基準	学童クラブ入会基準（7ページ）に、保護者・児童とも該当すること

- 次にあてはまる方は、該当するページも必ずご覧ください。
- ・心身に障害のある児童（17ページ）、日常的な医療行為が必要な児童（19ページ）
- ・高学年（4～6年生）月12日以上を満たす児童（15ページ） 一部の学童クラブのみ対象

6 入会申請手続きについて

複数の学童クラブ（ねりっこ学童クラブを含む）に重複して申請することはできません。
不備なく、全ての書類が揃った時点で申請受付完了となります。

（1）入会申請できる学童クラブ

学童クラブは、児童が学校から歩いて通う施設です。原則として、小学校に対応した学童クラブで受け入れを行っています。

「国立・私立小学校に通学する方」および「指定校変更の申請（8条申請）をされる方」へ住所地や通学経路により申請先学童クラブを検討の上、申請してください。

指定校変更の申請は、申請理由にかかわらず承認されないことがあります。指定校変更が承認されないなどの理由で申請先学童クラブを変更する場合は、申請先学童クラブを辞退し、その時点（二次申請以降）での再申請となります。

（2）入会申請の受付期間・申請方法

2～4ページを必ずお読みの上、ご提出ください。

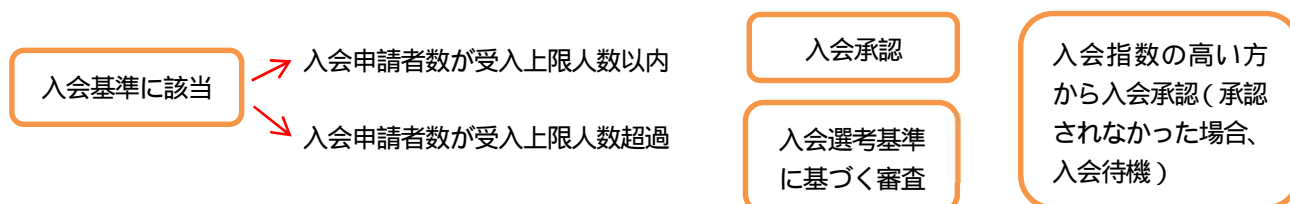
（3）提出書類

- 入会申請書 児童一人につき1通必要です。
（オンラインの場合でも、きょうだいそれぞれ申請してください。）
- 添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります。
「入会申請時に必要な書類について」（24ページ以降）をご確認ください。

7 入会審査について

提出された書類により学童クラブ入会基準を満たすかどうかを審査します。申請者数が学童クラブの受入上限人数よりも少ない場合は、入会基準を満たしていれば入会を承認します。

入会基準を満たしている申請者数が申請先学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、入会選考基準（8ページ）に基づき審査を行い、入会指数の高い方から入会を承認します。



入会基準

入会基準とは、学童クラブの入会を申請するにあたり、満たす必要のある条件です。
以下の(1)保護者の状況(2)児童の状況 を満たす必要があります。

(1) 保護者の状況

次の表に掲げる状況により、月曜日から土曜日の間の原則月 16 日以上、学童クラブの開設時間内に保育を必要とすると認められる場合(注)

(注)勤務等時間(通勤・通学等に要する時間を含む)が、以下の 時間帯にかかる必要があります。
月曜日から金曜日の午後 3 時から午後 6 時まで
土曜日の午前 9 時から午後 5 時まで

日曜日は、学童クラブ開設時間外のため、保育を必要とする日には数えません。
就労の場合の勤務時間は、就労証明書に記載される、休憩時間を含む就業規則等で定められた時間です。

一部の学童クラブでは月 12 日以上を満たす方を対象とした受入れを行います。

保護者の状況		形態
1 就労 (内定を含む)		雇用されている場合(会社員など)
		会社経営または自営の場合(第三者から就労の証明書がとれない場合を含む)
2 就学または技能訓練 (内定を含む)		学校教育法に定める学校等、または職業訓練施設に通っている場合
3 疾病	入院	疾病により入院中の場合
	自宅内療養	病気により自宅内での療養が必要な場合(精神性・感染性の病気を含む)
4 心身障害		身体障害者手帳 4 級または愛の手帳 4 度以上に相当する場合、または精神障害者保健福祉手帳がある場合
5 看護・付添い		看護対象者の住居や申立者の自宅での看護、病院等における付添いをする必要がある場合
6 出産		出産の場合。産前産後を通じて 16 週間(産前 8 週、産後 10 週を限度とする)、多胎妊娠の場合は産前産後を通じて 24 週間(産前 16 週、産後 10 週を限度とする)。出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算する。
7 その他	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたってしている場合
	その他	明らかに保育を必要とすると認められる場合

- 保護者が複数(父と母等)の場合は、複数の保護者が共に当てはまる必要があります。
- 育児休業中の場合は原則当てはまりません。ただし、令和 8 年 3 月までに申請する場合で、慣れ保育を利用し、一定の条件を満たす方は申請できます(別紙「育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ」をご確認ください)。また、母が産休中の期間に限り、父が育児休業取得中でも申請できます。30 ページをご確認ください。
- 里親委託を受けている世帯については、状況をお伺いしますので窓口にご相談ください。

- 保護者が固定勤務で、勤務曜日が父母で異なる場合

曜日	月	火	水	木	金	土
父	休	勤務	勤務	勤務	勤務	休
母	勤務	勤務	休	勤務	勤務	休
保育を必要とする	×	○	×	○	○	×

この例では、火・木・金曜日を、保育を必要とする日と認めて判定します。
 月曜日は母の就労日ですが、父の就労日ではないため、保育を必要とする日とは認めません。
 そのため、保育を必要とする日は3日間となり、月16日を超えず、入会基準を満たしません。
 不規則勤務やローテーション勤務の場合は当てはまりません。

- 夜間就労の勤務終了時刻の考え方について
 夜間就労の場合は、勤務終了後（通勤・通学等に要する時間を含む）に、睡眠・休息等をとるものと仮定し、勤務終了時間に8時間を加えた時間を就労時間の終了時刻とみなします。

(2) 児童の状況

原則として、学童クラブ出席日数が月曜日から土曜日の間で月16日以上あり、学童クラブの生活の中で、自分の身の回りのことは自分でできる場合。

- 出席日数の基本的な考え方
 欠席とは、「定期的な習い事や塾」等の学童クラブ以外の事業に参加する場合は、学校の課外授業や行事、健康上の理由（急な病気や怪我、それに伴う通院）および家庭事情による急用等は出席日として取り扱います。
- 学童クラブでは、原則として投薬等の医療行為は行えません。（支援員が服薬の介助をするのではなく、お子さんが薬を持参し、自分で飲むことは可能です。）

入会選考基準

入会選考基準とは、入会優先順位に関する基準です。入会選考基準は、1か月の標準的な勤務等表に記載された内容により、以下の時間および日で判定します。

- 判定対象時間:月曜日から金曜日の午後3時から午後7時まで、土曜日の午前8時から午後7時までのうち、保護者の勤務等時間数（通勤・通学等に要する時間を含む）
- 判定対象日:判定対象時間を含んでいる日

入会選考基準に基づいて入会指数を判定し、入会指数の高い児童から学童クラブの受入上限まで入会を承認します。入会指数は、以下のように算出します。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{基準指数} + \text{保護者調整指数} \\ \text{(保護者指数)} \end{array}} + \boxed{\text{世帯調整指数}} = \boxed{\text{入会指数}}$$

複数の保護者の「保護者指数」が異なる場合は、低い方の指数を適用します。

(1) 基準指数

保護者の状況		指数	
就労 (内定含む)	月 20 日以上	1 0	
	月 16 日以上 20 日未満	9	
	内定通知等で就労形態が確認できない場合	6	
就学または 技能訓練 (内定含む)	月 20 日以上	9	
	月 16 日以上 20 日未満	8	
	内定通知等で就学形態が確認できない場合	6	
疾病	入院	1 0	
	自宅内療養	精神性疾患または感染性疾患	1 0
		その他	8
心身障害	身体障害者手帳 1 級・2 級または愛の手帳 1 度・2 度・3 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級に相当	1 0	
	身体障害者手帳 3 級または愛の手帳 4 度に相当	9	
	身体障害者手帳 4 級に相当	8	
看護・付添い	月 20 日以上	9	
	月 16 日以上 20 日未満	8	
出産		6	
その他	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている	1 0	
	その他	1 0 ~ 6	

就労、就学または技能訓練(いずれも内定含む) 看護・付添いの日数に、日曜日は含みません。
就労で単身赴任家庭の場合、単身赴任者本人については、月 20 日以上で審査します。

(2) 調整指数

保護者調整指数

保護者の状況が、就労、就学または技能訓練(いずれも内定含む) 看護・付添いの場合に、それを自宅の外で行う(以下、自宅外という)日数に応じて適用します。

調整項目		指数
就労等場所が自宅外の日数	月 16 日以上	0
	月 8 日以上 16 日未満	- 0 . 5
	月 8 日未満	- 1

世帯調整指数

調整項目		指数
両親不存在家庭・ひとり親家庭		+ 2
単身赴任家庭		+ 1
児童の学年 ・心身に障害のある児童、日常的な医療行為が必要な児童の高学年(4~6年生)については適用しない。	1 年生	+ 2
	2 年生	+ 1
	4 年生	- 1
	5 年生	- 2
	6 年生	- 3
同居の祖父母(70歳未満)	1 名につき	- 0 . 5
心身に障害のある児童、看護師による医療的ケアが必要な児童		+ 2
保育料の滞納	令和 7 年 9 月までにその世帯の保育料滞納が 3 か月分以上ある場合	- 3
その他、上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合		+ 3 ~ - 3

(3) 入会指数が同点の場合の判定

入会指数が同点の場合は、判定順位の高い児童から入会の承認を行います。

判定順位	調整要件
1	学年の低い児童を優先
2	複数の保護者の保護者指数を加算し、算出された指数の高い児童を優先
3	両親不存在>ひとり親>単身赴任 の順で優先(世帯調整指数の加点がある場合に限る)
4	複数の保護者のうち保護者指数が低い方を、 災害>心身障害>疾病>自宅外月16日以上(就労>就学>看護・付添い)>自宅外月8日以上16日未満(就労>就学>看護・付添い)>自宅外月8日未満(就労>就学>看護・付添い)>出産 の順で優先
5	複数の保護者のうち、保護者指数の低い方が、 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合を優先
6	判定対象時間の合計時間数を判定対象日の日数で割ったものを点数換算(1)し、点数が高い児童を優先(保護者が複数の場合、点数の低い保護者による)
7	判定対象時間の合計時間数を判定対象日の日数で割ったものを点数換算(1)し、点数が高い児童を優先(保護者双方の点数の合算による)
8	判定対象日の日数が多い児童を優先(保護者が複数の場合、日数の少ない保護者による)
9	判定対象日の日数が多い児童を優先(保護者双方の合算による)
10	判定対象日の就労等場所が自宅外である日数(以下「自宅外就労日数」という。)が多い児童を優先(保護者が複数の場合、自宅外就労日数が少ない保護者による)
11	判定対象日の自宅外就労日数が多い児童を優先(保護者双方の合算による)
12	判定対象日の勤務等時間(通勤・通学等に要する時間を含む)の合計時間数が多い児童を優先(保護者が複数の場合、合計時間数の少ない保護者による)
13	判定対象日の勤務等時間(通勤・通学等に要する時間を含む)の合計時間数が多い児童を優先(保護者双方の合算による)
14	小学3年生以下のきょうだいが多い児童を優先
15	生年月日が遅い児童を優先
16	その他

1 点数換算表は以下のとおり。

判定対象時間	点数	判定対象時間	点数	判定対象時間	点数
4時間以上	4	2時間30分以上 3時間未満	2.5	1時間以上 1時間30分未満	1
3時間30分以上 4時間未満	3.5	2時間以上 2時間30分未満	2	30分以上 1時間未満	0.5
3時間以上 3時間30分未満	3	1時間30分以上 2時間未満	1.5	30分未満	0

8 入会承認となった場合

(1) 入会承認期間

入会承認期間は、年度末(令和9年3月31日まで)を限度として、就労証明書、申立書等の提出書類により、原則として児童の保育を必要とする状況が確認できる期間の月末までです。

保育を必要とする形態	入会承認期間(月末まで)
就労証明書の契約満了日が、令和9年(2027年)3月31日より前のとき	就労証明書で証明された契約期間
就労証明書の契約満了日が、入会申請書提出日から令和8年(2026年)3月31日までの間の日付のとき	令和8年4月30日まで 令和8年3月31日までの申請で、就労証明書に契約の更新の有無「有」と記載がある場合に限る。
就労証明書の就労予定日または復職予定日が申請日から入会予定日までのとき	承認された入会日から1か月間
就学等で、在学証明書等に記載されている在学期間が令和8年3月31日以前のとき	令和8年4月30日まで 令和8年3月31日までの申請で、翌年度も就学予定を判断できる場合に限る。
新規に就学を予定しているとき	承認された入会日から1か月間
疾病、看護・付添いのとき	診断書等に記載された入院(療養)等の期間。 期間の記載がない場合は承認された入会日から6か月間
出産(産休)のとき	産前産後を通じて16週間(産前8週、産後10週を限度とする)、多胎妊娠の場合は産前産後を通じて24週間(産前16週、産後10週を限度とする)経過した日の属する月まで 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算。
母が出産(産休)時に父が育児休業を取得しているとき	母の産休終了または父の育休終了のうち先に迎える日が属する月まで
育児休業中(慣れ保育実施)に申請したとき	令和8年4月30日まで 令和8年3月31日までの申請で、4月1日から入会する場合に限る。
その他	承認された入会日から1か月間 上記に掲げる場合の他、区が必要と判断した場合。

入会申請時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、直ちに入会している学童クラブまたは子育て支援課へ届け出てください。手続きが行われない場合や、入会基準を満たさなくなった場合は退会となります。

- 入会承認期間を延長するためには、以下の書類の提出が必要です。
学童クラブ入会延長申請書兼変更届
保育を必要とすることを証明する保護者の状況に応じた添付書類(就労証明書等)
- 保育を必要とする理由に変更があった場合(就労時間帯の変更、転職、転居、家庭状況の変化等)も、状況に合わせて上記の提出が必要です。

9 入会待機となった場合

入会待機とは、学童クラブ入会基準を満たしているものの、入会申請者数が受入上限人数を超えたため申請した学童クラブに入会できず、入会可能となるまでお待ちいただく状況のことです。待機となった方には、「入会待機通知書」を送付します。待機順位が記載されていますのでご確認ください。

(1) 一次申請で入会待機となった場合

- 近隣で空きがある学童クラブをご案内します。当初入会を申請された学童クラブに入会可能となるまで待機されるか、近隣で空きがある学童クラブに二次申請として再申請をされるかご検討ください。
- 空きのある学童クラブへ再申請する場合は、一次申請で入会申請した学童クラブの「入会辞退（退会）届」と、新たに希望する学童クラブの入会申請書を提出してください。令和8年3月31日までの再申請に限り、一次申請で一度提出した証明書等の添付資料については、再提出不要です。また、一次申請で待機になった方が二次申請以降に再申請する場合は、他の申請者よりも優先して入会を決定します。13ページをご覧ください。

(2) 二次申請以降、令和8年3月31日までに申請し、入会待機となった場合

- 待機順位は入会指数が高い方が上位となりますが、二次申請の場合は一次申請待機者、三次申請の場合は一次および二次申請待機者の後から、先着順申請の場合はその後からの順位となります。
- 空きのある学童クラブへ再申請する場合は、入会申請した学童クラブの「入会辞退（退会）届」と、新たに希望する学童クラブの入会申請書を提出してください。令和8年3月31日までの再申請に限り、当初の申請で一度提出した証明書等の添付資料については、再提出不要です。

(3) 入会可能となった場合

学童クラブから電話でご連絡いたします。改めて保育を必要とする状況の確認をし、「就労証明書」等の再提出が必要な場合もあります。入会が可能となった時点で学童クラブへの入会を希望しない場合には「入会辞退（退会）届」をご提出ください。

学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について

【待機となった児童対象】

ねりっこプラス（ねりっこ学童クラブを入会待機となった場合に利用可能）
利用を希望する場合は、あらかじめ申請が必要です（各ねりっこプラスには定員があります）。
詳細は14ページをご覧ください。

- 近隣の児童館・地区区民館・厚生文化会館での「ランドセル来館」・「昼食場所の提供」
- ・「ランドセル来館」・・・学校登校日の放課後（月～金曜日）にランドセルを持ったまま、児童館等に直接遊びに行くことができます。
- ・「昼食場所の提供」・・・三期休業中（夏休み、冬休み、春休み）等に児童館等で持参したお弁当を食べることができます。

あらかじめ登録が必要です。登録の詳細は、入会待機通知書に同封してお知らせします。

のねりっこプラスとあわせて利用することができます。

次頁 のひろば事業に参加した日は、ランドセル来館は利用できません。

高学年（4～6年生）は、ランドセル来館・昼食場所の提供は利用できません。

南田中児童館および三原台児童館は以下の期間で館内設備の改修工事を予定しています。

改修工事期間中は、ランドセル来館・昼食場所の提供は利用できません。

次頁 一般来館も利用できません。

- | | | |
|----------|---------|-------------------|
| [工事期間] | ・南田中児童館 | 令和8年9月～令和9年3月（予定） |
| | ・三原台児童館 | 令和9年1月～令和9年5月（予定） |

【すべての児童を対象】

児童館・地区区民館・厚生文化会館（児童室）への一般来館

【利用できる時間】	児童館・厚生文化会館（児童室）	地区区民館
月～金曜日	午前10時～午後6時	午後1時～午後6時
土曜日	午前9時～午後6時	午前9時～午後5時
三期休業中		午前9時～午後6時

一部利用時間が異なる場合があります。ご利用にあたっては施設に直接お問い合わせください。

各区立小学校内で実施している「ひろば事業」

学校の授業が終了した後、子どもたちは帰宅せずに学校内のひろば室や校庭で、自主遊びや自主学習、読書等を行うことができます。学童クラブとは異なり、お子さんをお預かりするものではありません。事前登録時に保険料（年額500円）が必要です。

当該小学校に在籍している、または、当該小学校の学童クラブ（またはねりっこプラス）に入会している児童を対象としています。

実施日：授業のある日 月曜～土曜の放課後から午後5時

三期休業中（夏休み、冬休み、春休み）の月曜～金曜日 午前9時から午後5時

ねりっこクラブ未実施校では、「学校応援団ひろば」を実施しています（実施日が異なります）。

10 二次および三次申請期間中に申請される方へ

二次および三次申請期間中に申請される方のうち、すでに一次申請または二次申請をしたが、申請を取下げまたは辞退し、別の学童クラブへ再申請をする方については、**他の二次および三次申請者よりも優先して入会を決定します。**

【入会決定の順番】

一次申請者

一次申請をしたが取下げ・辞退をし、二次に再申請する方

二次申請者

一・二次申請をしたが取下げ・辞退をし、三次に再申請する方

三次申請者

（1）入会承認または待機決定前に申請を「取下げる」場合

当初申請した学童クラブに「学童クラブ入会申請取下届」を提出し、その写しを、再申請する学童クラブの入会申請書とともに提出してください。

（2）入会承認または待機決定後に申請を「辞退」する場合

当初申請した学童クラブに「学童クラブ入会辞退（退会）届」を提出し、その写しまたは「学童クラブ入会承認通知書」または「学童クラブ入会待機通知書」を、再申請する学童クラブの入会申請書とともに提出してください。

複数の学童クラブに重複して申請することはできません。

「入会承認」・「入会待機」による優先度の違いはありません。

11 ねりっこプラスについて

「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後（午後5時以降）のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。

利用を希望される場合は、あらかじめ申請が必要です。申請に関する詳細については、「ねりっこ学童クラブ入会待機通知書」に同封してお知らせします。

(1) 事業内容

ひろば事業終了後に、ひろば室で過ごすことができます。

ひろば事業実施時間中（放課後から午後5時）は、ひろば事業等をご利用ください。ひろば終了時から、ひろば室で学童クラブと同様の保育を行います。児童の出席日数の要件やおやつ提供はありません。以下の2通りの利用方法があります。

A 登録

放課後（授業のない日は午前9時）ひろば事業に参加した時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとに提出してください。職員が確認します。
- ・児童は、下校後直接ひろば室に入室します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・一度帰宅したり、途中で習い事に行ったりすることはできません。

B 登録

午後5時の時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとに提出してください。職員が確認します。
- ・児童は午後5時にひろば室で出席確認ができるように入室します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・下校後ひろば室で午後5時まで過ごしても、一度帰宅してからひろばに来ても構いません（荷物をひろば室に置いたまま習い事に行く等の外出はできません）

利用方法の変更（A登録 / B登録）は、年4回（4・7・9・1月）可能です。

下校時から午後5時までは、ひろば事業（見守り）への参加です。

ねりっこプラス（保育）は、ひろば事業が終了した後の午後5時からの事業です。

午後5時より前に帰宅する日は、ねりっこプラス欠席の扱いになります。

朝（午前8～9時）、夕（午後6～7時）の、学童クラブ延長保育をご利用いただけます。

夕方の延長保育をご利用の際は、必ず保護者のお迎えをお願いします。出席人数が少ない場合は、学童クラブ室で同室保育を行う場合があります。

(2) 対象児童・定員

ねりっこ学童クラブに申請し、待機となった児童

- ・各ねりっこプラスには、ひろば室の面積に応じた定員があります（最大45人）
- ・心身に障害のある児童の受け入れは行いません。

(3) 実施日時

曜日	学校登校日	学校休業日（三期休業中等）
月～金曜日	午後5時～6時	午後5時～6時
土曜日	午後5時～6時	午前9時～午後6時

午後5時までは、ひろば等をご利用ください。

日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

(5) 月12日 入会選考基準の基準指数

保護者の状況		指数
就労（内定を含む）	月12日以上16日未満	8
	内定通知等で就労形態が確認できない場合	6
就学または技能訓練（内定を含む）	月12日以上16日未満	7
	内定通知等で就労形態が確認できない場合	6
看護・付添い	月12日以上16日未満	7
その他	その他	8～6

日曜日は学童クラブ開設時間外のため、保育を必要とする日には数えません。
就労で単身赴任家庭の場合、単身赴任者本人については、月20日以上で審査します。
調整指数については9ページをご確認ください。

(6) 入会待機となった場合

- ・入会可能となった場合、学童クラブから個別にご連絡いたします（月16日を要件とする低学年の待機者がいる場合は、待機順位によらずそれらの方を優先します。）
- ・空きのある他の学童クラブへ入会を希望する場合は、入会申請した学童クラブの「学童クラブ入会辞退（退会）届」と、新たに希望する学童クラブの申請書を提出してください。
- ・学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所については、12ページをご覧ください。

令和8年度の対象施設については、二次申請締め切り後に確定します。
区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」で以下の状況をお知らせする予定です。

1月下旬 一次申請結果決定時点で、空きのある学童クラブ
2月11日（水） 月12日、高学年申請ができる学童クラブ

学童クラブ申請前に、お子さんの希望を聞いてください

高学年は、小学校の授業時間も長くなり、委員会活動などもあるため、放課後の時間が思ったより短くなります。また、行動時間や持ち物等を自ら管理できるようになる学年で、習い事など、忙しい放課後を過ごす子が増えてきます。学童クラブ以外の、小学校内のひろばや、地域の児童館など、自由度の高い放課後の居場所が児童の成長を促します。

ひろば、児童館等への入退館が分かる「ねりまキッズ安心メール」も活用し、お子さん自身の希望も聞いて、放課後の居場所をお選びください。

ねりまキッズ安心メール

お子さんがどの居場所にいるのか、いつ居場所を出たのかをメールで保護者にお知らせするものです。児童館、厚生文化会館、地区区民館、学童クラブ、ひろば室に設置されている、ねりまキッズ安心メールの端末に、お子さんがカードをかざすと、保護者に場所や時間が分かるメールが送信されます。入室する時、退室する時にタッチすることで、放課後をどこで何時まで過ごしているのかが分かります。

一度登録（初回登録料：令和7年度は1,000円）すれば、一枚のカードで小学6年生まで、全施設で使えます。



13 心身に障害のある児童の入会申請について

(1) 対象となる児童

心身に障害のある児童（以下、障害児）とは、以下のいずれかに当てはまる児童です。

身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている児童
特別支援学校および特別支援学級に入学予定または在籍している児童
医師、児童相談所等、公的機関の意見等により、の児童と同等の障害を有していると認められる児童のうち、障害児としての入会を希望する児童

(2) 入会の要件

学童クラブに入会できる障害児は、学童クラブ入会基準に該当し、かつ、以下の要件をすべて満たす児童です。

- 学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できること
- 原則として、障害の程度が軽度・中度であり、日々学童クラブに通うことができること
療育を目的とした放課後デイサービス等を利用する場合は、通院など同様に考え、「定期的な習い事や塾」等による欠席の扱いにはなりません。（8ページもご確認ください）

(3) 受入人数

障害児優先受入枠

各学童クラブで障害児優先受入枠（以下、優先受入枠）を設定し、他の児童より優先して入会を決定します。各施設の受入人数は、21～23ページをご覧ください。

優先受入枠を超えた受入

児童館・地区区民館・厚生文化会館に併設する学童クラブ（以下「児童館等併設学童クラブ」）では、人的配置や施設改修等の整備によって可能な限り、優先受入枠を超えた障害児の受入れを行います。

貫井学童クラブは、定員の半分を目安として優先受入枠を超えた障害児の受入れを行います。

特別なケアが必要なため、環境を整えたうえで受け入れる障害児

1施設1人までです。

(4) 提出書類について

- **入会申請書**：表面の申請先学童クラブ名は第3希望まで記入できます。通える範囲の施設を記入してください。また、裏面「心身に障害のある児童としての申請」の欄への記入をお願いします。
- **添付書類**：必要な書類については、24ページをご覧ください
- **児童の状況について（区の書式）**：児童の状況を具体的に記入してください。
- 上記「対象となる児童」のどの項目に該当するかで、添付する書類が異なります。
 - に該当する場合（愛の手帳、身体障害者手帳を所持している児童）：**各手帳の写し**
手帳が未発行の場合は、申請証明書
 - または に該当する場合：**公的機関が作成した意見書等**
（例）
 - ・病院、発達・医療相談を受けているこども発達支援センターや学校教育支援センター等が発行した、「診断書」や「意見書」
 - ・練馬区教育委員会発行の「入級決定通知書」、「利用決定通知書」

書類の添付ができない場合は、「児童の状況確認に関する同意書」の添付をお願いします。

（入会后、改めて上記書類のご提出をお願いします。）

(5) 選考の方法

各クラブの優先受入枠を超える申請があった場合は、入会選考基準により入会する児童を決定します。

第1希望の学童クラブに入会できない場合は、入会申請書にご記入いただいた第3希望までの順位に基づき、入会可能な学童クラブに入会、または、待機を決定します。なお、待機になった場合は、第1希望として申請した学童クラブで待機となります。

● 入会選考基準における世帯調整指数について

- ・心身に障害のある児童「+2」を適用。
- ・4年生以上の児童について、学年による「-1から-3」の指数は適用しません。

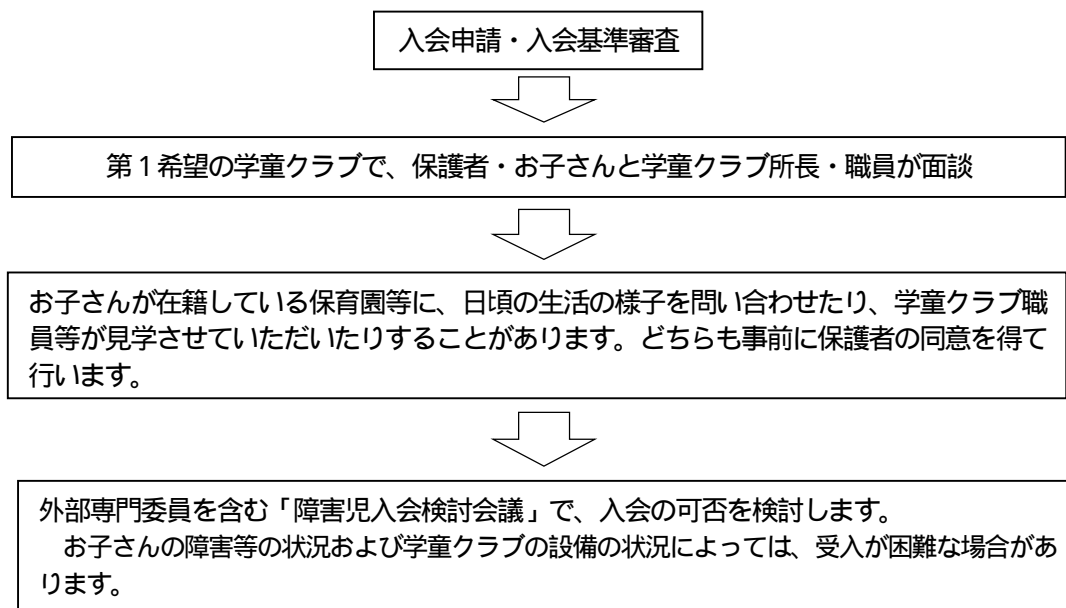
(6) 入会決定の順序

二次申請までは優先受入枠を確保し、他の児童より優先して入会を決定します。

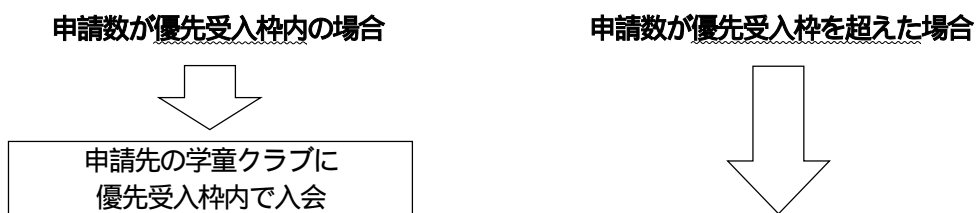
三次申請以降は、全体の申請状況により、優先受入枠での入会児童が0人のまま、一般の児童のみで受入上限人数まで入会決定する学童クラブもあります。各学童クラブで、常に優先受入人数分の入会枠を確保している訳ではありません。

(7) 申請から入会決定までの流れ

提出された書類により、入会基準に該当することを確認後、児童の状況（障害が軽度から中度までで、学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できるか）に基づき入会の審査をします。



【検討の結果、学童クラブ入会が可となった場合】



入会申請書にご記入いただいた第1希望、第2希望、第3希望の希望順位に基づき、決定します。待機になった場合は、第1希望の学童クラブで待機となります。

(児童館等併設学童クラブでは、優先受入枠を超えて障害児の受け入れを行います。そのため、障害児の入会が多人数となることがあります。)

14 日常的な医療行為が必要な児童の入会申請について

(1) 対象となる児童

日常的な医療行為が必要な児童（以下、医療的ケア児）とは、以下のいずれかに当てはまる児童です。

看護師による医療的ケアが必要な児童
自身で医療行為を行う児童

(2) 入会の要件

学童クラブに入会できる、医療的ケア児は、学童クラブ入会基準に該当し、かつ、以下の要件をすべて満たす児童です。

- 学童クラブの集団生活において適切な保育および指導が実施できること
- 看護師による医療的ケアまたは児童自身で行う医療行為により、日々学童クラブに通うことができること

(3) 医療的ケアや医療行為の内容と、受入人数

看護師による医療的ケア

医師の指示書をもとに行う、導尿、経管栄養、たん吸引、血糖値測定やインスリン注射

【受入人数】

心身に障害がある：1学童クラブあたり1人まで（障害児優先受入枠）

心身に障害がない：1学童クラブあたり1人まで（医療的ケア児優先受入枠）

児童自身で行う医療行為

児童自身が行う、導尿、経管栄養、たん吸引、血糖値測定やインスリン注射

【受入人数】

心身に障害がある：障害児優先受入枠に沿った人数

心身に障害がない：21～23ページの定員に沿った人数

常に医療的ケア児の受入枠を確保している訳ではありません。

一部の学童クラブでは受け入れをしていません。

(4) 提出書類について

- ・入会申請書：「日常的な医療行為について」の欄への記入をお願いします。
- ・添付書類：看護師による医療的ケアが必要な場合、申請時に「医療的ケア実施申請書」「医療的ケア実施同意書」「医療的ケア主治医指示書」の提出が必要になります。
詳細は担当係職員、学童クラブ職員にご確認ください。

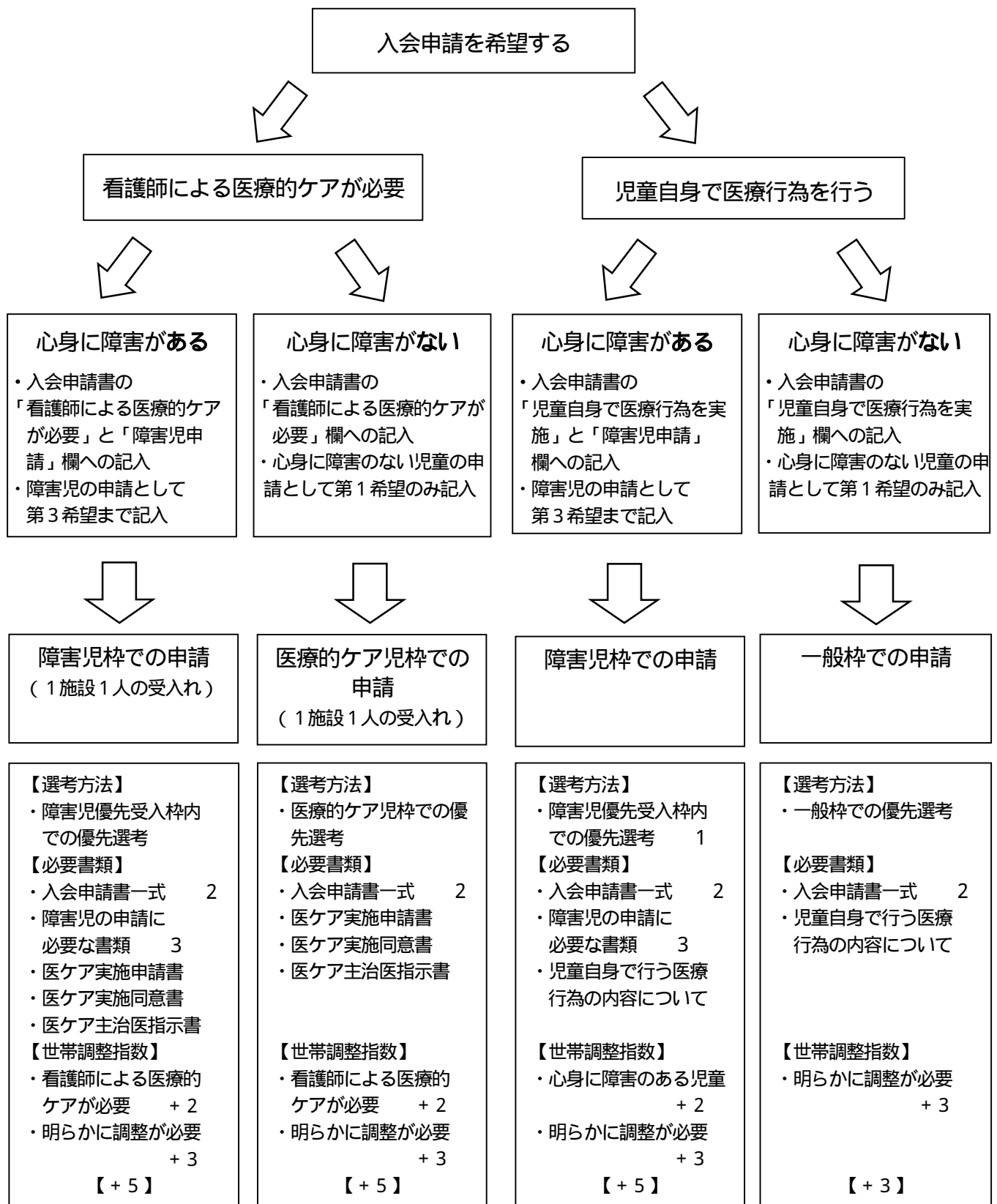
日常的な医療行為が必要な児童については、オンラインによる申請ができません。

(5) 選考の方法

各クラブの優先受入枠を超える申請があった場合は、入会選考基準により入会する児童を決定します。

入会選考基準における世帯調整指数について

- ・医療行為を行うための場所の確保が必要なため、明らかに調整が必要と認められる場合の「+3」を適用。
- ・看護師による医療的ケア児は、同じ理由で「+2」も適用。
(障害児の場合、障害児の「+2」と合わせて「+4」とすることはできません。)
- ・4年生以上の児童について、学年による「-1から-3」の指数は適用しません。



- 1 児童館・地区区民館・厚生文化会館併設学童クラブおよび貫井学童クラブは、障害児優先受入枠を超えて受け入れます。
- 2 入会申請書一式とは、入会申請書と添付書類（就労証明書など）です。
- 3 障害児の申請に必要な書類とは、児童の状況について、障害の証明となる書類（愛の手帳のコピーや医師の診断書など）です。

15 練馬区立学童クラブ一覧(50音順)

お申込みをされる際には、職員が不在の場合がありますので一度各学童クラブへお問い合わせください。

令和7年4月1日時点

延長保育	合同保育	学童クラブ	所在地	電話番号	定員	7年度実績 在籍数	障害児 優先 受入数	障害児 受入れ 拡大	対応する主な小学校
		上石神井児童館	上石神井1-5-2	3929-6943	40	55	3		上石神井小
		北町児童館	北町1-19-17	3931-5481	40	39	3		北町小
	○	北町はるのひ児童館	北町6-35-7	3933-5100	40	38	3		練馬東小・早宮小 北町西小
		厚生文化会館	練馬4-2-3	3991-3080	40	43	3		南町小
		栄町 (栄町児童館を名称変更)	栄町40-7	3994-3287	35	60	3		小竹小・開進第三小 みらい青空学園
		桜台地区区民館	桜台3-39-17	3993-5462	40	40	3		開進第二小 開進第三小
		下石神井地区区民館	下石神井6-8-15	3904-5062	40	19	3		下石神井小
		石神井児童館	石神井町7-28-21	3996-3800	40	25	3		光和小・大泉東小
		石神井台児童館	石神井台2-18-13	3995-8267	40	40	3		上石神井北小
		石神井町	石神井町8-1-10	3995-8424	40	39	3		光和小
		関町児童館	関町南4-15-7-102	3920-1601	40	40	3		関町小
		高松地区区民館	高松3-24-27	3999-7911	40	40	3		高松小
		土支田児童館	土支田2-32-8	3925-4794	40	90	3		豊溪小
		豊玉	豊玉南3-32-11	3991-2580	40	40	3		豊玉小・豊玉南小 中村小
	○	中村児童館(第一・第二)	中村2-25-3	3998-4890	80	120	6		中村小
		貫井 (貫井地区区民館を名称変更)	貫井1-9-1	3926-7218	40	28	3		練馬第三小
	○	早宮さくら	早宮3-13-31	3993-3153	40	45	2		早宮小
	○	東大泉児童館(第一・第二)	東大泉7-20-1	3921-8100	80	91	6		大泉南小 大泉第二小
		光が丘すみれ	光が丘5-2-5-104	3976-8231	40	38	3		光が丘四季の香小 光が丘春の風小 光が丘夏の雲小 光が丘秋の陽小
		光が丘どんぐり	光が丘3-8-12	3939-8568	40	33	3		
		氷川台地区区民館	氷川台2-16-14	3932-2065	40	59	3		仲町小
		平和台児童館	平和台2-18-14	3550-8058	40	41	3		開進第一小・仲町小 北町小・北町西小
		南田中児童館	南田中5-15-25	3995-5534	40	45	3		南田中小
		三原台児童館	三原台2-11-29	3924-8796	40	50	3		泉新小・橋戸小 北原小
		谷原あおぞら	谷原5-6-5	3996-9500	40	60	3		谷原小・北原小

障害児の受入れを拡大しています(17ページ)。 貫井学童クラブは定員の半数を目安とします。

朝・夕の延長保育を実施しています

令和7年10月現在、土曜日に合同保育を実施しています。

南田中児童館および三原台児童館は以下の期間で館内設備の改修工事を予定しています。
改修工事期間中、学童クラブは通常運営ですが、児童館部分は休館となります。

・南田中児童館 令和8年9月～令和9年3月(予定)

・三原台児童館 令和9年1月～令和9年5月(予定)

- ・ 令和7年度は、定員を超える申請数があった学童クラブについて、学童クラブ室の面積等を勘案したうえで、弾力的に受入上限数を増やして運営を行っています。令和8年度については入会申請の状況等により、改めて受入上限数を判断します(各学童クラブにより受入上限は異なります)。
- ・ 学童クラブ専用室の階数、エレベーター等のある施設についてホームページでご案内しています。
右の二次元コードよりご確認いただけます。



16 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧(50音順)

全てのねりっこ学童クラブで延長保育を実施しています。運営は民間事業者等に委託しています。

学童クラブ	所在地	電話番号	定員	7年度実績 (4月1日時点)		障害児 優先 受入数
				在籍数	プラス 在籍数	
旭町小	旭町2-29-1	3975-5438	90	81	0	4
大泉学園小	大泉学園町4-7-8	3867-3561	90	62	0	6
大泉学園緑小	大泉学園町5-11-37	3922-8662	90	90	2	4
大泉北小	大泉町4-28-22	3925-2690	90	90	1	4
大泉桜学園	大泉学園町9-2-12	3924-8411	80	68	0	4
大泉小	東大泉4-25-36	3921-3639	120	120	1	9
大泉第一小	大泉町3-16-23	3925-2366	65	57	0	4
大泉第二小	南大泉4-29-11	3924-8771	65	65	16	4
大泉第三小	大泉学園町3-22-2	3921-7937	90	90	9	6
大泉第四小	西大泉1-24-1	3922-6911	85	76	0	4
大泉第六小	南大泉5-25-29	3978-0326	88	85	0	4
大泉西小	西大泉4-25-2	3925-8755	90	65	0	4
大泉東小	東大泉1-22-1	3923-9214	180	180	12	12
大泉南小	東大泉6-28-1	3922-1161	85	85	38	4
開進第一小	早宮2-1-31	3931-5482	90	90	29	4
開進第二小	桜台5-10-5	3994-6814	90	90	16	6
開進第三小	桜台2-18-1	3993-2653	90	90	31	4
開進第四小	羽沢2-33-1	3994-3008	135	100	0	6
春日小	春日町5-12-1	3926-7414	90	85	0	4
上石神井小	上石神井4-10-4	3928-4640	90	90	28	4
上石神井北小	石神井台5-1-10	3920-0255	135	135	23	9
北原小	谷原4-9-1	3904-5739	90	90	35	4
北町小	北町1-14-11	3550-8057	90	90	9	6
北町西小	北町7-3-8	3931-5148	90	90	14	4
向山小	向山2-14-11	3926-0958	90	90	14	4
光和小	石神井町2-16-34	3996-3412	90	72	0	4
下石神井小	下石神井2-20-18	3997-5101	90	90	36	4
石神井小	石神井台1-1-25	5393-1909	135	135	16	6
石神井台小	石神井台8-6-33	3929-4926	90	90	23	4
石神井西小	関町北1-1-5	3594-8020	60	60	45	6
石神井東小	南田中3-9-1	3995-6561	90	84	0	4
関町小	関町北3-23-34	3929-0311	90	90	14	4

・ねりっこプラスは、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象にした事業です(14ページ)
 ・学童クラブ専用室の階数、エレベーター等のある施設についてホームページでご案内しています。
 右の二次元コードよりご確認ください。



学童クラブ	所在地	電話番号	定員	7年度実績 (4月1日時点)		障害児 優先 受入数
				在籍数	プラス 在籍数	
関町北小	関町北5-13-40	3920-0881	135	135	3	6
泉新小	三原台3-18-30	5387-0775	54	54	45	4
高松小	高松3-16-1	3998-1020	90	90	16	4
田柄小	田柄2-19-34	3975-5436	120	116	0	6
田柄第二小	田柄1-5-27	5997-0023	90	90	11	4
立野小	立野町17-6	3920-2154	90	90	16	4
豊玉小	豊玉中4-2-20	3993-6200	90	90	30	4
豊玉第二小	豊玉上2-16-1	3994-6764	90	86	0	6
豊玉東小	豊玉北1-16-1	6914-9188	90	86	0	4
豊玉南小	豊玉南2-14-1	3993-0044	90	90	13	4
仲町小	氷川台2-18-24	3550-9539	90	90	33	4
中村小	中村2-8-1	3577-0530	48	48	31	4
中村西小	中村北4-17-1	3990-2977	90	90	2	4
練馬小	春日町6-11-36	3970-8654	90	90	0	4
練馬第二小	貫井2-31-13	3999-1190	135	90	38	4
練馬第三小	貫井1-36-15	3577-0048	90	90	23	6
練馬東小	春日町1-30-11	3970-0820	90	90	20	6
橋戸小	大泉町2-11-25	3925-8640	60	31	0	4
早宮小	早宮4-10-17	5999-9531	40	40	9	3
光が丘秋の陽小	光が丘2-1-1	3976-6106	65	65	1	4
光が丘四季の香小	高松5-24-1	5998-8088	90	78	0	4
光が丘第八小	光が丘1-4-1	3930-1223	90	54	0	6
光が丘夏の雲小	光が丘3-6-1	5998-1113	90	90	3	4
光が丘春の風小	光が丘7-3-3-102	5997-7171	90	90	9	6
富士見台小	富士見台4-16-10	3999-5355	135	135	4	6
豊溪小	土支田2-26-28	3978-5566	90	-	-	4
南が丘小	南田中2-13-1	3995-7138	90	72	0	4
南田中小	南田中5-15-37	3996-5200	65	52	0	6
南町小	練馬2-7-5	3993-2550	90	64	0	4
みらい青空学園	旭丘2-40-1	3554-2567	90	-	-	6
八坂小	土支田4-47-15	5387-0712	90	69	0	4
谷原小	谷原2-9-26	3904-2605	90	90	29	6

練馬区立学童クラブ・練馬区立ねりっこ学童クラブ 入会申請時に必要な書類について



練馬こどもまつりキャラクター
レインボー

入会申請書

児童一人につき1通提出してください
オンライン申請の場合は直接入力です

添付書類

保護者の状況により必要な書類が異なります

令和8年度学童クラブ入会用の様式をご使用ください。保育園用の様式とは異なります。

入会希望日（令和8年4月1日から利用を希望する場合は令和8年4月1日時点）以降の、保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

児童一人につき提出できる申請書は1通です。複数の学童クラブ（ねりっこ学童クラブ含む）に重複して申請することはできません。

きょうだい申請をする場合、添付書類は一方の児童については写しで構いません。すべての書類が全て揃った時点で受付完了となります。

区ホームページから、入会申請書類等のダウンロードが可能です。



（学童クラブ入会申請書類）

1か月の標準的な勤務等表について

就労、就学または技能訓練（いずれも内定含む）、看護・付添いの場合に必ず提出してください。

- 勤務等表は、年間を通した「任意の曜日から始まる1か月の標準的な勤務形態」を記載します（特定の月の直近の実績ではありません）。
- 通勤時間、保育園・幼稚園への送迎、駐輪場等への立ち寄り時間、恒常的な残業等（就学の場合は、学校から指定されている課題実施時間等）も含め、「家を出る時間」「帰宅する時間」で記載します。寄り道・買い物等は含めません。
- 自宅内で勤務等の場合は、始業時間・終業時間を記載します。
- 平日は午後3時から午後7時、土曜は午前8時から午後7時に自宅外で就労等をしている場合は「自宅外」に☑チェックします。
- 固定勤務・就学または技能訓練、看護・付添いの場合も提出が必要です。

1 就労

- 就労証明書を就労先に無断で作成または内容の改変等を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

(1) 雇用されている場合(会社員など)

1	就労証明書	第2号様式(雇用主による証明)(発行日から3か月以内のもの)
2	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な勤務</u> について記載してください。 ➤ 24ページ「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

派遣契約等による就労で、就労証明書の契約満了日が令和8年(2026年)3月31日以前の場合、令和8年3月31日までは、就労証明書に記載されている契約満了日が「入会申請書提出日から令和8年(2026年)3月31日までの間の日付」であっても、申請することができます。ただし、就労証明書と同じ内容の雇用が令和8年(2026年)4月1日以降も継続することが要件となるため、就労証明書の契約更新の有無に「有」の記載が必要です。入会承認期間は1か月です。

育児休業から復職予定の場合

令和8年3月31日以前に申請する場合は、令和8年4月1日時点(慣れ保育を利用する場合は令和8年4月30日まで)で復職していることが入会の条件になります。詳しくは別紙「育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ」を必ずご確認ください。

単身赴任の場合

単身赴任中の保護者の就労証明書も必要です(就労証明書の単身赴任「有」の記載と赴任期間の記載が必要です)。

内定の場合

練馬区の学童クラブ様式の就労証明書が提出できない場合

1	申立書	第3号様式(自署)
2	内定通知等	採用内定通知、合格通知など、就労が予定されることがわかるもの
3	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な勤務</u> について記載してください。 ➤ 24ページ「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

内定の場合、入会希望日には、就労していることが必要です。

- 内定通知等で就労証明書と同等の内容が確認できる場合：「就労」要件に準じた基準指数
- 内定通知等で就労形態が確認できない場合：基準指数6点

いずれも入会承認期間は1か月です。

(2) 会社経営または自営の場合

1	就労証明書	第2号様式 (自署または業務契約先等による証明)(発行日から3か月以内のもの)
2	以下の2点が確認できる公的な書類 事業を実施していること 事業を実施しているのが保護者本人であること	<p>業務契約先等、第三者が発行した就労証明書を提出できる場合は不要。</p> <p>(公的な書類の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の確定申告書(会社経営等の場合は法人税の確定申告書)の写し <ul style="list-style-type: none"> 「第1表」「第2表」をご提出ください(法人税の確定申告書の場合は「別表1」) 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 <ul style="list-style-type: none"> 証明日が直近3か月以内のもの 営業許可書の写し <ul style="list-style-type: none"> 申請日時点で許可の効力の期間が切れていないもの 令和7年度特別区民税・都民税納税通知書 <ul style="list-style-type: none"> 「営業所得」または「農業所得」が記載されているもの 令和7年度特別区民税・都民税課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> 「営業所得」または「農業所得」が記載されているもの <p>公的な書類1点で(2)を確認できない場合は別途添付資料が必要になります。公的な書類がない場合や提出書類が不明な場合はお問い合わせください。</p>
3	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる1か月の標準的な勤務について記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 24ページ「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

➤ 父母ふたりともその仕事に従事している場合

会社経営者または自営の代表者は、自署した就労証明書に確定申告書等、営業の事実が確認できる書類を添付してください。代表以外の方は、当該代表者が証明する就労証明書を添付してください。1か月の標準的な勤務等表は、ふたりとも必要です。

通勤・通学等の経路

就労、就学または技能訓練(いずれも内定を含む)看護・付添いの場合に記載が必要です。就労証明書の裏面または申立書の表面に記載欄があります。

通勤時間(片道)	時間 分	オンライン地図サービス等で計測した時間を記入してください。
通勤経路 通勤手段(徒歩・自転車・バス・電車・自家用車等)を記入してください。	自宅	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 保育園・幼稚園への送迎、駐車場や駐輪場等への立ち寄り時間等も含めて記載します。 </div>
		会社

2 就学または技能訓練

学校教育法に定める学校等または職業訓練施設に通っている場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	在学証明書または学生証	在学期間の記載があるもの 入学予定の場合は、入学許可書
3	時間割表	新年度の授業のカリキュラム表など （原則、就学先が発行するもの）
4	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な状況</u> について記載してください。 ➤ 24ページ「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

在学証明書などに記載されている在学期間が令和8年3月31日以前の場合

学生証等の内容により翌年度も就学予定と判断できる場合、就学として審査します。入会承認期間は1か月です。

新年度の時間割表が提出できない場合

入会申請時点での時間割表を提出してください。入会承認期間は1か月です。

内定通知等で就学形態が確認できない場合

入学許可書、時間割表（パンフレット等の写しも可）の提出が無い場合を指します。上記「申立書」「1か月の標準的な勤務等表」に加え、「内定通知等（採用内定通知、合格通知など、就労が予定されることがわかるもの）」を提出してください。

3 疾病

（1）入院（疾病により入院中の場合）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書	入院期間の記載のあるもの（発行日から3か月以内のもの）

（2）自宅内療養（病気により自宅内での療養が必要な場合。精神性・感染性の病気を含む）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書	家庭で保育できない旨と、療養期間の記載のあるもの （発行日から3か月以内のもの）
3	保育できない状況の説明	診断書から、 保育できない状況が確認できない場合に必要 疾病により保育できない状況の説明を記載してください。

入会承認期間は、診断書に記載された入院・療養等の期間です。
期間の記載がない場合は、承認された入会日から6か月です。

4 心身障害

身体障害者手帳4級または愛の手帳4度以上に相当する場合、精神障害者保健福祉手帳がある場合

1	申立書	第3号様式(自署)
2	各種手帳の写し	身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳(期間の記載があるもの)
3	保育できない状況の説明	障害により保育できない状況の説明を記載してください。

各手帳を申請中(更新)の場合は、障害者手帳申請書を提出してください。

5 看護・付添い

看護対象者の住居や申立者の自宅での看護、病院等における付添いをする必要がある場合

1	申立書	第3号様式(自署)
2	診断書等	看護対象者の診断書(発行日から3か月以内のもので、看護の必要性と看護期間の記載があるもの) 介護保険被保険者証の写し(要介護状態区分、有効期間が確認でき、 被保険者番号を塗り消したもの)など 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳は、診断書等に該当しません。
3	保育できない状況の説明	看護等により保育できない状況の説明を記載してください。
4	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な状況</u> について記載してください。 ➤ 24ページ「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

入会承認期間は、診断書に記載された入院・療養等の期間です。
期間の記載がない場合は、承認された入会日から6か月です。

6 出産

出産前後に保育を必要とする場合

1	申立書	第3号様式(自署)
2	母子健康手帳の写し	母の氏名、分娩予定日の記載のあるもの

入会承認期間は産前産後16週間(産前8週、産後10週を限度とする)、多児妊娠の場合は産前産後を通じて24週間(産前16週、産後10週を限度とする)内で、希望する期間の月末までです。
出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算します。

7 その他

(1) 災害（火災等による家屋の損傷その他災害復旧にあつている場合）

1	申立書	第3号様式（自署） 「その他」の項目に記入してください。
2	罹災証明書の写し等	罹災されたことを証明する書類を何もお持ちでない場合は、子育て支援課学童入会係までご相談ください。
3	保育できない状況の説明	罹災等により保育できない状況の説明を記載してください。

(2) その他（明らかに保育を必要とすると認められる場合）

1	申立書	第3号様式（自署） 「その他」の項目に記入してください。
2	公的機関の証明	保育できない状況が確認できるもの
3	保育できない状況の説明	保育できない状況の説明を記載してください。

8 こんな場合には

(1) ひとり親として申請する場合

ひとり親とは・・・該当者がいない場合のほか、別居かつ別生計の世帯の場合を指します。

- 入会申請書の父または母の状況欄は「該当者なし」に 印をつけてください。
- 公的機関の証明書の提出があれば、世帯調整指数(ひとり親家庭+2点)の加点があります。
- 公的機関の証明書の提出があっても同居している場合、加点はありません。

死別・離婚した方・未婚の方

公的機関の証明	つぎのうちいずれか1点の書類コピーの提出が必要です。 ・親の戸籍謄本（申込日の前月1日以降に証明されたもの） ・児童扶養手当証書 ・ひとり親医療証（マル親医療証）の写し等
---------	--

離婚調停中の方・離婚裁判中の方

公的機関の証明	離婚調停、離婚裁判関係書類の写し
---------	------------------

弁護士と契約のうえ離婚協議中の方

公的機関の証明	弁護士が発行した離婚協議中であることを証明する書類の写し
---------	------------------------------

離婚した方、未婚の方または離婚調停中の方以外にも、ひとり親として認定される場合がありますので、詳細は子育て支援課学童入会係へお問い合わせください（単身赴任は除きます）。

公的機関の証明書類が提出できない場合

保育できない状況の説明	児童の保育ができない保護者について、状況の説明を記載してください。
-------------	-----------------------------------

この場合、世帯調整指数の加点はありません。

(2) 両親不存在の場合

- 入会申請書の父母の状況欄は「該当者なし」に 印をつけてください。
- 公的機関の証明書の提出があれば、世帯調整指数(両親不存在+2点)の加点があります。公的機関の証明書については、「(1)ひとり親として申請する場合」を参照してください。その他、特別な状況の場合は、子育て支援課学童入会係までお問い合わせください。

(3) 事実婚・内縁・結婚予定で同居の場合

保護者だけでなく、相手の方も保育を必要とすることを証明する添付書類も必要です。

(4) 祖父母と同居している場合

同居とは・・・リビングを共用しているなど、屋外に出ずとも交流ができる状況を指します。

祖父母1名につき、-0.5の世帯調整指数が適用されます。ただし、以下2点のいずれかに該当し、必要書類を提出した場合は、世帯調整指数の減点は適用されません。

年齢が70歳以上(令和8年4月1日現在)の場合

生年月日が昭和31年4月1日以前の方

年齢が確認できる書類(健康保険証、介護保険証、個人番号カード等)の写しを提出してください。

「被保険者等記号・番号等」は塗り消してください。マイナンバーカードの場合は、マイナンバーが記載されていない表面の写しのみご提出ください。



年齢が70歳未満(令和8年4月1日現在)の場合

生年月日が昭和31年4月2日以降の方

就労・疾病等の理由により、放課後、児童の保育ができない場合には、父母と同様に就労証明書等の保育を必要とすることを証明する書類を提出してください。

(5) 入会希望日までに転居の予定がある場合

練馬区外から練馬区に転入予定の場合

練馬区内への転入と住所を確認できる「住宅賃貸借契約書」または「住宅売買契約書」等の写しを提出してください。なお、金額等については塗り消して構いません。

練馬区内での転居の場合

転居に関する添付書類は不要です。



(6) 就労等をしているが、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合

申請数が申請先学童クラブの受入上限を超え、10ページの指数同位判定が必要になった場合、各手帳の提出があると有利になる場合があります。就労証明書、1か月の標準的な勤務等表に加え、各手帳の写しをご提出ください。(提出が無くても申請できますが、指数同位判定で考慮されません。)

(7) 母の産前産後休暇中に父が育児休業を取得している場合

母が産休中の期間に限り、父が育休期間中であっても入会申請が可能です。必要な書類は以下のとおりです。

母：28ページ「出産」に記載された「申立書」、「母子健康手帳の写し」

父：就労証明書(育休期間が記載されているもの)、1か月の標準的な勤務等表(育休復帰後の標準的な勤務形態を記載)、保育できない状況の説明